

令和5年第1回えびの市公共工事 入札・契約監視委員会 会議録概要

令和5年1月18日(水) 午後2時 開会

J A アズム本館 1階小研修室

調査及び審議事項

① 公共工事の入札及び契約手続きの運用状況に関すること

市 : 令和4年4月1日から令和4年9月30日までににおける、予定価格が130万円を超える工事の入札・契約状況は次の通り。

- ・ 一般競争入札 件数 1件 契約金額 7,920,000円
- ・ 指名競争入札 件数 57件 契約金額 766,258,120円
- ・ 随意契約 件数 3件 契約金額 13,607,000円

調査及び審議事項

② 公共工事のうち談合情報が寄せられたものについて、市の対応状況に関すること

市 : 談合情報が寄せられた工事はなかった。

調査及び審議事項

③ 抽出された公共工事に係る入札参加資格の設定、入札参加者の指名、随意契約の理由等に関すること

委員 : 抽出にあたっては、競争性の確保、入札及び契約の公平性及び透明性の確保の観点から、落札率の高いものや入札制度の維持に着目して抽出した。

事案1 令和4年度 えびの市文化センターホール用空調設備改修工事

委員 : [抽出理由]

一般競争入札であることと、応札者が1者であることについて、その経緯と理由について説明をお願いしたい。

- ・ 工事概要 吸収式冷温水機発生器（真空）改修工事一式、
吸収式冷温水機発生器（電装）一式
吸収式冷温水機（燃焼）一式
- ・ 工事ランク 条件付一般競争（管工事）
- ・ 入札参加資格及びその資格を設定した理由
 - 入札参加資格
 - 1) 九州圏内に本店、支店又は営業所等を置いている者
 - 2) 過去に国又は地方公共団体が発注した吸収冷温水機の工事、修繕、又はそれに類する役務の契約を元請として締結し、履行した実績を有する者

■要件の設定理由

本工事の対象設備が特殊であることから、過去に取り扱い実績を有し、かつ、現在も施工に係る知識と技術を有していることを最優先要件として設定したもの。また、

工事施工は、文化センターの運営に影響を及ぼさぬよう配慮する必要もあることから、本店、支店又は営業所等を置くエリアを要件化したもの。

- ・ 入札参加資格があると認めた業者数（申込業者数） 1者
- ・ 入札参加資格がないと認めた業者数とその理由 なし
- ・ 予定価格（消費税込） 8,147,700円
- ・ 落札額（消費税込） 7,920,000円
- ・ 落札率 97.21%

市： えびの市文化センターホールで使用する空調設備は、吸収給水温水器という熱源機を備えた設備であり、業者選定は、可能な限り市内業者を指名すること等を基本方針としているが、今回の工事については、特殊な空調設備工事であり、市内に関連工事の業者がないため、一般競争入札としたものである。

応札者が1者である理由については、その理由を直接把握することはできないが、交換部品の原材料の高騰等により、調達の見込みが立てづらくなったことが、理由の一つとして挙げられるのではないかと推察している。

委員： 市内に対応できる業者がないということで一般競争入札にしたということだが、九州圏内が対象で、どのように告示するのか。

市： 市ホームページと市役所の掲示板で告示している。

事案2 令和4年度 えびの市文化センター空調設備改修等工事

委員： [抽出理由]

契約金額が高く、落札率が99.84%と高い案件であり、共同企業体での指名入札の方法も含め、その経緯、理由等について説明をお願いしたい。

- ・ 工事概要 事務所・警備室・楽屋・日本間を除く全室における空調設備の更新、及びロビー・ホワイエにおける空調設備の新設。キュービクルの増設、及び受変電設備の改造。
- ・ 工事ランク 管 特定JV
- ・ 指名業者数 2者 事業規模に応じた等級区分による指名
- ・ 入札辞退者 なし
- ・ 最低制限価格未満の入札 なし
- ・ 予定価格（消費税込） 81,534,200円
- ・ 落札額（消費税込） 81,400,000円
- ・ 落札率 99.84%

市： えびの市では特定建設工事共同企業体の運用については内規を定めており、特定建設工事共同企業体の本来の目的に加え、地元中小企業の育成および技術力の習得の場を図ること、及び災害等緊急時の市内対応技術力の構築に寄与することを目的としている。

この工事は、大規模工事であって難易度の高い建築工事であると判断し、共同企業体での指名競争入札としたものである。

管工事は、県内事業者4者で同規模以上の空調機に伴う工事実績があり宮崎県の第一種フロン充填回収登録を受けている業者で技術者が充実している事業者としている。

電気工事は、市内業者Aランクで管工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可も受けている業者としており、それぞれ予備指名を行い2共同企業体から入札参加申請を受けたものである。

落札率が高いことについては、本工事で取り扱う空調機器製品や資材の市場価格が高騰し市場動向が不安定な状況において、契約の適正な履行と事業者の健全経営の両立を考え入札

額を検討した結果と推察している。

- 事案3 (1) 令和4年度 市道栗下線 道路維持工事
(2) 令和4年度 市道八幡岡添線 道路維持工事
(3) 令和4年度 市道上江出水線外3線 防護柵等設置工事
(4) 令和4年度 市道麓前松原線 道路維持工事

委員 : [抽出理由]

入札年月日が令和4年5月12日で、指名業者が土木C1班の事案について、落札率が99.60%、99.61%、99.46%と高く、また、年度当初であるにもかかわらず、指名入札者7者のうち、落札者以外がすべて辞退となっていること。さらに、入札年月日が令和4年5月18日で、指名業者が土木C1班についても7者のうち、5者が辞退、1者が不着、入札率98.61%となっており、その経緯、理由等についての落札状況を含めて説明をお願いしたい。

(1) 令和4年度 市道栗下線 道路維持工事

- ・ 工事概要 施工延長 L=34.0m、MK側溝(300) L=31.4m
- ・ 工事ランク 土木C1班
- ・ 指名業者数 7者 事業規模に応じた等級区分による指名
- ・ 入札辞退者 6者
- ・ 最低制限価格未満の入札 なし
- ・ 予定価格(消費税込) 2,728,000円
- ・ 落札額(消費税込) 2,717,000円
- ・ 落札率 99.60%

(2) 令和4年度 市道八幡岡添線 道路維持工事

- ・ 工事概要 その1 延長 L=24.0m、小型水路工 L=24.0m
その2 延長 L=60.0m、小型水路工 L=20.0m、舗装工 A=230m²
- ・ 工事ランク 土木C1班
- ・ 指名業者数 7者 事業規模に応じた等級区分による指名
- ・ 入札辞退者 6者
- ・ 最低制限価格未満の入札 なし
- ・ 予定価格(消費税込) 3,401,200円
- ・ 落札額(消費税込) 3,388,000円
- ・ 落札率 99.61%

(3) 令和4年度 市道上江出水線外3線 防護柵等設置工事

- ・ 工事概要 市道上江出水線:ガードレール設置 L=57.5m
市道仮屋高山線:ガードレール設置 L=38.0m
市道二俣線:外側線 L=148.0m
市道栗下上江線:外側線 L=520.0m
中央線 L=30.0m
- ・ 工事ランク 土木C1班
- ・ 指名業者数 7者 事業規模に応じた等級区分による指名
- ・ 入札辞退者 6者
- ・ 最低制限価格未満の入札 なし
- ・ 予定価格(消費税込) 2,234,100円
- ・ 落札額(消費税込) 2,222,000円
- ・ 落札率 99.46%

(4) 令和4年度 市道麓前松原線 道路維持工事

- ・ 工事概要 延長 L=44.0m、小型水路工 L=36.0m、舗装工 A=75.0m²
- ・ 工事ランク 土木C1班

- ・ 指名業者数 7者 事業規模に応じた等級区分による指名
- ・ 入札辞退者 5者 (不着1者)
- ・ 最低制限価格未満の入札 なし
- ・ 予定価格 (消費税込) 3,078,900円
- ・ 落札額 (消費税込) 3,036,000円
- ・ 落札率 98.61%

市： 近年、えびの市の工事発注については、災害復旧工事を中心に、不調・不落の件数が増えてきている状況であり、発注時期を平準化するなどの対策を行い、可能な限り早期発注に努めている。

令和4年度においても、早期発注に努め、年度当初の5月に入札を実施したところだ。

通常、年度当初は積極的な入札がされやすい時期だが、えびの市においては、令和3年度の耕地災害復旧工事や治山事業の復旧工事の発注が令和4年1月から3月にかけて行われ、多数の工事が令和4年度の繰り越しとなっている。このため、多くの業者が年度当初においても工事を受注している状況であったため、令和4年度の年度当初であるにもかかわらず、積極的な応札がなされなかったものと推察している。

土木工事Cランク1班の令和4年4月1日から12月31日現在の落札状況については、入札回数が15回、不調が1回、1者入札が4回、落札率が99.49%となっている。

委員： 指名通知年月に対して、辞退はどの段階でできるのか。

市： 電子入札においては、発注者が電子入札システムで指名通知をし、指名業者がシステムで確認をした段階から入札の締め切り時間の直前まで辞退が出来るようになっている。

また、不着については、年度当初は入札締め切り時間までに入札書を提出しない場合、発注者側のシステムに届かないためシステム上は不着となっていたが、年度途中で入札書及び辞退届をシステムで提出しなくても辞退ということにした。

委員： 同じ日の入札で1者以外全員辞退の理由は。

市： 令和4年度最初で入札が多く、同じ日に複数入札を執行したため、入札書を全て提出した場合全て落札ということも考えられる状況である。Cクラスは従業員も少なく複数の工事の対応が出来ないため、辞退者が多かったのではないかと推察している。

事案4 令和4年度 飯野小学校17号・18-1号棟1階トイレ改修工事 建築工事

委員： [抽出理由]

落札者以外は、辞退を除き、最低制限価格未満となっており、その経緯、理由等について説明をお願いしたい。

- ・ 工事概要 改修床面積 126.0㎡、トイレブース撤去更新 109.7㎡
壁の増し張り 188.6㎡、多目的トイレ間仕切り 1ヶ所
- ・ 工事ランク 建築C
- ・ 指名業者数 4者 事業規模に応じた等級区分による指名
- ・ 入札辞退者 1者
- ・ 最低制限価格未満の入札 2者
- ・ 予定価格 (消費税込) 19,390,800円
- ・ 落札額 (消費税込) 17,965,200円
- ・ 落札率 92.65%

市： 本工事は、既存トイレ内のトイレブース・壁・天井・床・扉等の改修工事、既存トイレ

の一部に多目的トイレを整備する工事であり、学校の夏季休業期間を中心とした施工期間とするため5月に入札を執行した。

えびの市においては、今年度最初の建築工事でもあったことから、受注したい入札業者が積極的に応札した結果、最低制限価格未満になった業者もあったと推察している。

委員： 年度当初であり、積極的に応札した結果、競争性が働き、落札者以外は最低制限価格を下回ったという事だが、予定価格との差が100～200万円あるようだが、どういう事が考えられるのか。

市： トイレブースの材料とトイレの内装に使うメラミン化粧合板の材料価格は通常高価だが、今回はメーカーの指定もなく、また、学校のトイレの広い面積の施工のため、材料を多量に仕入れることにより安価となり、予定価格との開きが生じ、結果、最低制限価格未満の業者もいたのではないかと推察している。

事案5 えびの市最終処分場土堰堤築造工事

委員： [抽出理由]
2者について失格となっており、その理由について説明をお願いしたい。

- ・ 工事概要 土堰堤工 L=79.82m、遮水マット工 A=1068m²、
遮水シート工 A=1068m²
最終処分場への埋立が7割程度完了した。残り3割を埋め立てるための容量を確保する必要があったため土堰堤をかさ上げする工事を行うもの。
- ・ 工事ランク 堰堤築造
- ・ 指名業者数 4者 工事の内容に応じた指名
- ・ 入札辞退者 なし
- ・ 最低制限価格未満の入札 なし
- ・ 予定価格（消費税込） 28,983,900円
- ・ 落札額（消費税込） 26,669,500円
- ・ 落札率 92.01%

市： 本施設は、平成9年度に稼動したえびの市美化センターからの焼却灰と不燃物を埋め立てる施設であり、令和13年度まで供用を行う計画であるが、現在7割程度の埋立てが完了しており、残り3割を埋め立てるための容量を確保するため、土堰堤をかさ上げする工事を行うものである。また、かさ上げを行った土堰堤には、最終処分場内に降った雨水と焼却灰が反応した汚水が土堰堤に浸透しないよう遮水シートで覆う工事を行うものである。

失格となった理由について、1者については、指定した工事費内訳書の未提出によるもの。もう1者は、工事費内訳書と入札書の金額が一致しなかったため、失格としたものである。

委員： 工事費内訳書がない、また、金額が不一致といったミスは結構あるのか。

市： 今まで工事費内訳書を入札書と一緒に出さない入札は無かったが、工事費内訳書と入札書の合計額が不一致といったケースはこれまでも頻繁ではないが数件程度はあった。

今回の入札は紙入札だが、電子入札に変わってからは、この関係での失格というのはいとこだ。

事案6 令和4年度市単独災害復旧事業 梅木川原地区 護岸工復旧工事

委員 : [抽出理由]

随契となった理由（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号）と落札者が選定された理由について説明をお願いしたい。

- ・ 工事概要 延長 L=15.9m、護岸工 A=1.0式、仮設工 N=1.0式
- ・ 随意契約の理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利なとき。）
本工事は市発注の令和3年度令和2年耕地災第209-1030・1031・1032号 梅木川原②地区外2地区水路・頭首工災害復旧工事と密接に関連しており、同一業者と契約することで工期の短縮、経費の削減、安全・円滑かつ適切な施工が出来るため、有利と認められるため。
- ・ 予定価格（消費税込） 7,180,800円
- ・ 落札額（消費税込） 7,150,000円
- ・ 落札率 99.57%

市： 本工事は、施工中であった令和3年度令和2年耕地災第209-1030・1031・1032号梅木川原②地区外2地区水路・頭首工災害復旧工事において、大雨時の出水により頭首工の護岸が崩壊したため、その復旧工事を行うものであり、緊急に復旧する必要がある、施工中の工事と密接不可分であることから、当該工事を施工中であった事業者へ施工させることで、工期の短縮や経費の節減が確保でき、さらに安全かつ円滑な工事施工の確保が可能となるなど有利と認められるため、契約の相手方としたもの。

委員： 随意契約にはそれぞれ理由があり、本工事は競争入札に付することが不利と言うことだが、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号緊急の必要により競争入札に付することができないときというものもある。

今回の理由として、現在工事中の現場において災害が生じて崩壊したため、その施工業者と契約にすることが適切であると理解したが、緊急ではなく不利とした理由は何か。

市： 本工事は農業用の取水施設の復旧工事であり、早い復旧を目指していたが、河川が県管理のため、県から水利権を得るための協議及び申請作業に時間を要したため緊急ではなく不利としたもの。

市長へ報告する調査及び審議の結果、又は市長に対する意見等

特になし。